



平成19年度

山形セレクション（観光・関連サービス分野：資源活用観光） 認定募集要項

山形県では、全国・世界に誇り得る高い品質の県産品・サービスを本県独自の「山形基準」に基づき厳選のうえ、「山形セレクション」として認定し、これを戦略的にプロモートすることにより、本県ブランドの確立を目指しています。

この度、観光・関連サービス分野における山形セレクションの認定対象として、「資源活用観光」の認定申請を下記により募集いたします。

認定の対象となるのは、「食」「体験」「交流」など、本県の豊かな地域資源を有効に活用し、“集団化”・“統一化”された、利用者に高い満足感を与える山形ならではの“観光”となっているもの。

原則として年間を通じて提供されるものであり、単発のイベントは除く。（ただし「観光地・温泉地」の認定分野に関わるものは除く）

審査内容

審査にあたっては

- ①「高い品質」、「安全性・安心感への配慮」、「山形の自然、歴史・文化の継承」、「山形の技術・技法の伝承」、「環境への配慮」の5つの「山形基準」及び「認定基準細目（別表）」に基づくとともに、
- ②「独自性が高く、全国・世界的にみて優れた工夫があること」「地域が連携し、一体となった取組みの工夫があること」「本県の観光振興に大きく貢献しているもの、または今後の貢献が期待されるもの」を重視し、
厳正な審査を行います。

申請できる事業者等

原則として山形県内に住所又は主たる事業所を有している個人、法人又はこれらを営む者で組織される法人、団体です。

申請の募集期間と応募先

募集期間：平成20年2月13日（水）から平成20年3月4日（火）まで

応募先：各総合支庁産業経済部商工労働観光課

※提出書類等についてご説明いたしますので、応募をご検討の方は、
早めにご相談くださるようお願いいたします。

申請書類

認定申請にあたって提出いただく申請書類は次のとおりです。

- ・ 山形セレクション（観光・関連サービス分野）認定申請書（様式第1号）
- ・ 山形セレクション（観光・関連サービス分野）認定申請調書（様式第2号）
- ・ 山形セレクション（観光・関連サービス分野）認定申請に係る誓約書（様式第3号）
- ・ 山形セレクション（観光・関連サービス分野）認定申請に係る推薦書（様式第4号）
（「市町村観光（物産）協会」等の推薦書が必要となります。）
- ・ 定款（規約、寄附行為）

商業登記簿謄本（住民票の写し）

申請書用紙は、山形県庁（商工労働観光部観光振興課）又は各総合支庁（商工労働観光課）で配布しています。また、山形県ホームページからもダウンロードできます。

審査方法

山形セレクション会議において次の適合審査を行い、その結果を踏まえて、県が認定の決定・公表を行います。

- ① 書類審査
 - ・申請書に記載された内容の『山形基準』への適合の度合い。
- ② 現地審査
 - ・審査員（専門委員会委員）又は事務局職員による、申請書記載内容と現地の取組状況の確認。

認定の有効期限

認定の有効期間は、認定の日から認定した日の属する年度の翌々年度の3月31日までとなります。

認定を受けた事業者等に守っていただくこと（認定者の責務）

「山形セレクション」の品位保持とイメージ向上を図るため、認定されたサービスであることの表示（パンフレット等へのブランドマークの活用）、観光客等に対する情報発信と認定された資源活用観光の認知普及などに努めていただきます。

認定の取消

認定された資源活用観光が、「山形基準」に適合しなくなった場合、または不誠実な行為により制度の運用やブランド価値に重大な支障をきたすなど、認定を継続しがたい事由が認められる場合には、認定を取り消すことがあります。

山形セレクションのPR・プロモーション

県では、山形セレクションのブランドイメージを高めるため、次のような取組みを行います。

- ① 山形セレクション制度及びブランドマークの普及啓発
- ② 首都圏等における知事のトップセールス
- ③ マスメディア、「山形県ホームページ」などによる情報発信
- ④ 山形セレクションパンフレット等による認定されたサービスのPR

【お問い合わせ先】

- ◎山形県商工労働観光部観光振興課
〒990-8570 山形市松波2-8-1 TEL 023-630-2104 FAX 023-630-2097
- ◎村山総合支庁産業経済部商工労働観光課
〒990-2492 山形市鉄砲町2-19-68 TEL 023-621-8440 FAX 023-621-8445
- ◎最上総合支庁産業経済部商工労働観光課
〒996-0002 新庄市金沢字大道上2024 TEL 0233-29-1308 FAX 0233-23-2628
- ◎置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課
〒992-0012 米沢市金池7-1-50 TEL 0238-26-6043 FAX 0238-26-6047
- ◎庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課
〒997-1392 三川町大字横山字袖東19-1 TEL 0235-66-2125 FAX 0235-66-4728

◎山形県ホームページ <http://www.pref.yamagata.jp/>